

平成 25 年

# 宝達志水町議会会議録

第 3 回定例会

平成25年 9 月 9 日 開会

平成25年 9 月13日 閉会

宝達志水町議会

## 本定例会に付議された議案件名

- 議案第52号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第53号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第54号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第55号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第59号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第61号 宝達志水町防災行政デジタル無線整備工事（その1）請負契約の締結について
- 報告第11号 専決処分の報告について  
専決第8号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 報告第12号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 認定第1号 平成24年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成24年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成24年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成24年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 平成24年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 請願第3号 「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願

請願第 4 号 年金 2・5%削減中止を求める請願

請願第 5 号 請願書 T P P 交渉に関する意見書

発議第 5 号 T P P 交渉に関する意見書について

発議第 6 号 道州制導入に断固反対する意見書について

平成25年9月9日（月曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	8 番	林 一 郎
2 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
3 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
4 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
5 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
6 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
7 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岡 田 正 人
主 任	燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長	松 原 富 美 男
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志
環 境 安 全 課 長	越 野 好 則
健 康 福 祉 課 長	松 栄 忍

保健予防課長	中村 努
産業振興課長	近岡 和良
ふるさと振興室長	村井 仁志
地域整備課長	谷川 弘一
学校教育課長	田村 淳一
生涯学習課長	村井 伸行
会計課長	林谷 茂和
志雄病院事務局長	高島 信夫

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第52号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第53号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第54号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第55号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第56号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第57号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第58号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第11 議案第59号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 報告第11号 専決処分の報告について  
専決第8号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第13 報告第12号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率等について

- 日程第14 認定第1号 平成24年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成24年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 平成24年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 平成24年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 平成24年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第9号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 日程第23 請願第3号 「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願
- 日程第24 請願第4号 年金2・5%削減中止を求める請願
- 日程第25 請願第5号 請願書T P P交渉に関する意見書
- 日程第26 議案に対する質疑
- 日程第27 町政一般についての質問
- 日程第28 委員長報告
- 日程第29 委員長報告に対する質疑
- 日程第30 討 論
- 日程第31 採 決
- 日程第32 決算特別委員会の設置及び同委員の選任
- 日程第33 委員会付託

◎開会・開議

○議長（守田幸則君） ただいまから平成25年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（守田幸則君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、10番 北本俊一君、8番 林 一郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（守田幸則君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの5日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本定例会の会期を本日から9月13日までの5日間とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、会期は本日から9月13日までの5日間に決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（守田幸則君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から平成25年7月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。  
これで諸般の報告を終わります。

### ◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） これより、本日提出のありました議案第52号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から、認定第9号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成25年第3回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわりませず、御参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について、順次御説明を申し上げます。

まず、防災対策について申し上げます。

この夏は、大気が不安定な状態が続き、全国各地で記録的な大雨による土砂崩れや河川の氾濫で甚大な被害が出ております。

これら大雨による被害は、住家被害にとどまらず、人的被害にまで及んでおり、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げる次第であります。

本町においては、8月23日午前4時の降り始めから午後5時までの総雨量が212ミリに達し、前田川、相見川、子浦川、長者川の4河川で警戒水位を超え、一部護岸が崩壊したほか、町道の決壊、農道の法面崩壊などの被害が多数発生いたしました。

また、8月30日にも大雨に見舞われ、住宅2棟が床下浸水の被害を受けたほか、下石地内の民家の裏山で土砂崩れが発生し、2世帯が自主避難いたしました。幸いにも人的被害は出ておらず、安堵いたしているところであります。

しかしながら、全国的被害状況を見ますと、極めて短時間に、かつ局地的な豪雨による甚大な被害が発生していることから、気象庁では従来の「警報」より危険度の高い「特別警報」を設け、その運用を8月30日から開始したところであります。



この特別警報は、「経験したことのないような異常な気象現象」や、「数十年に一度しかないような非常に危険な状態」が予想されるときに発表されることから、特別警報が出された地域では直ちに命を守る行動をとる必要があります。

町といたしましては、こうした発表がなされる前に、避難に関する情報を正確かつ適切な時期に周知することが肝要であり、一刻も早く防災行政無線を整備するため所要の手続を進めているほか、防災ハンドブックについても年内に配布できるよう取り組んでおります。

次に、10月20日に予定している町防災訓練についてであります。

より現実に即した訓練を実施いたしたいと考え、昨年度から地区を絞った開催としております。

今回は、志雄地区及び南志雄地区住民を対象に、住民参加による避難訓練、避難情報伝達訓練、避難所運営訓練等を予定しております。

また、11月16日には、石川県及び本町を含めた関係市町並びに関係機関による石川県原子力防災訓練が実施されます。

この訓練では、原子力災害緊急時連絡網システムを活用した情報収集や伝達訓練、オフサイトセンター運営訓練のほか、今回は樋川地区の住民の皆さんの御協力をいただき、金沢市にある避難所への避難誘導訓練を実施する予定となっております。

これら訓練の実施により、住民に対する指導体制をしっかりと確立し、防災体制の改善と防災対策の実効性の向上を図るほか、防災情報の伝達の仕組みについても鋭意整備してまいりますので、御協力を賜りたいと存じます。

次に、我が国の経済情勢についてであります。

内閣府による8月の月例経済報告によりますと、景気の判断基調は「着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きも見られる」としております。

先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現する中で、企業収益の改善が家計所得や投資の増加に繋がり、景気回復へ向かうことが期待されるとしております。

しかしながら、こうした回復傾向にありましても、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、予断を許さない状況が続くものと考えております。

このような経済状況の下における本町の財政状況についてであります。平成24年度の決算につきましては、一般会計において繰越明許費を差し引いた実質収支額が4,927万

4,000円の黒字となっております。

また、決算に基づく主な財政指標につきましては、実質公債費比率が21.0%から0.7ポイント減少し、20.3%になり、将来負担比率については199.1%から35.9ポイント減少し163.2%に改善したところであります。

以上のように、本町の財政状況は、財政健全化計画の推進により着実に構造的な改善が進んでおり、今後も「集中と選択」を旨とした財政運営を基本に、予定される大型建設事業の遂行もしっかりと視野に入れ、効率的で将来にわたり持続可能な行政運営の実現に努めてまいりたいと存じます。

それでは、今定例会に提案いたします平成25年度補正予算に関する議案3件、条例の一部改正等に関する議案5件、損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告1件、平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の報告1件、決算の認定9件について、順次、御説明申し上げます。

まず、議案第52号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,342万2,000円を追加し、84億7,446万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち、歳出の主なものといたしましては、総務費では、平成24年度決算に生じた剰余金を財政健全化の取り組みを推進するため、減債基金へ積み立てるほか、北大海第二保育所跡地の整備工事費、コミュニティ施設整備事業補助金を追加するものであります。

民生費では、老人保健医療費の返還金を追加するほか、子育て支援事業費の財源の組み替えをするものであります。

衛生費では、新たに風疹予防接種助成を追加するほか、職員の産休による代替の臨時栄養士の賃金、平成24年度のがん検診推進事業費の精算による返還金、海岸漂着物地域対策推進業務委託費を追加するものであります。

農林水産業費では、世界農業遺産「能登の里山里海」の加入による負担金を追加するほか、中山間地域直接支払い推進事業で新たに下石地区が追加となるため、これに要する経費の追加、経営転換協力金の対象者の増による交付金の追加、経営体育成支援事業の要望増による補助金、こぶしの路駐車場整備に要する経費をそれぞれ追加するものであります。

土木費では、町道小川今浜2号線及び麦生南吉田線の道路改良工事に要する経費を追加

するものであります。

消防費では、防火水槽改修に要する経費のほか、Jアラート自動起動装置整備に要する経費を追加するものであります。

教育費では、地域づくりリーダー育成支援事業に要する経費を追加するものであります。

災害復旧費では、6月18日から19日にかけての豪雨によって、所司原地内の農業施設水路が被災し、これの復旧に要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、町債を充てるものであります。

次に、議案第53号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ896万6,000円を追加し、18億20万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、平成24年度国・県支出金、支払基金交付金の精算による返還金を追加するものであり、歳入につきましては、介護給付費準備基金繰入金及び繰越金を充てるものであります。

次に、議案第54号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、収益的収入及び収益的支出において672万3,000円を追加し、収益的収入については、総額を3億5,104万1,000円とし、収益的支出については、総額を3億4,063万6,000円とするものであります。

その内容につきましては、下石地内にある送水ポンプ場の雷被害復旧工事に要する経費を追加し、復旧費用全額が落雷損害共済の適用となるため、費用と同額を収入として追加するものであります。

続きまして、議案第55号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、公的年金からの特別徴収における徴収税額の算定方法を見直しすることや、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等及び株式等に係る所得に対する課税の見直しのため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案も、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子を対象に追加するなどの所得課税の一体化を進める観点から、所要の規定の整備を行うほか、関係附則の新設、削除を行うものが主な改正内容であります。

次に、議案第57号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税の不均一課税に伴う減収補填制度を適用している「半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正に伴い、製造業又は旅館業において設備を新增設した場合の、固定資産税の課税の特例の見直しを行うものであります。

主な内容といたしましては、不均一課税の適用期限を平成27年3月31日まで延長することのほか、現在、一律となっている設備の取得価格の下限値を資本金規模に応じて3段階に分けて設けるものであります。

次に、議案第58号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本案は、地方税法の一部を改正する町税の延滞金の割合の引き下げに伴い、本町の税以外に係る延滞金についても、税の延滞金の額との均衡を失しないよう、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、税の延滞金の額との均衡を失しないよう、家賃に係る延滞金の割合の特例を規定することのほか、子浦団地の取り壊しに伴い、同条例から名称及び位置についての該当箇所を削るものであります。

次に、報告第11号 損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告についてであります。

この報告に係る事故の概要は、平成25年5月21日に、林道東間線を走行中の軽自動車が道路の陥没にはまり、同車両が破損したものであります。

これに伴う損害賠償金5万3,644円の支払いと、和解することについては、議会において専決処分事項に指定されている損害賠償額の範囲内でありますので、専決をいたしましたものであります。

次に、報告第12号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率等について、町監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することが義務づけられております。

本町の平成24年度決算に基づく指標は、実質赤字比率、連結赤字比率とも、実質赤字額、資金不足額が生じていないため、該当がありません。

先ほども若干触れましたが、実質公債費比率は20.3%となり、昨年度の21.0%からは0.7ポイント減少いたしました。

これにつきましては、普通会計において元利償還金の額は増加したものの、この増加要因が交付税措置率の高い合併特例債であり、交付税算入額も増加したことで実質公債費が減少したことによるものであります。

また、将来負担比率につきましては、163.2%となり、昨年度の199.1%から35.9ポイント減少いたしました。

主な理由といたしましては、繰上償還による一般会計の地方債現在高の減少や、勤続年数の多い職員の大量退職による退職手当負担見込額の減少によるものであります。

公営企業における資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため「該当なし」となっております。

このように平成24年度決算の指標は、実質公債費比率及び将来負担比率ともに2年連続で改善しておりますが、県内の他市町より高い数字であることには変わりはない状況であります。

既に、宝達中学校建設事業等の大規模事業が実施中であることも踏まえ、今後もより一層の行財政改革の推進、公債費の繰上償還の実施など、将来を見据えた財政の健全化に取り組んでまいります。

次に、認定第1号から認定第9号までにつきましては、平成24年度の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算審査における町監査委員の意見を付して、決算書及び主要施策の成果等に関する説明書を提出し、認定を賜りたいとするものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（守田幸則君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君）　ここで議案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（守田幸則君）　次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

7番　津田　勤君。

〔7番　津田　勤君　登壇〕

○7番（津田　勤君）　7番の津田です。

昨日早朝、2020年オリンピック・パラリンピックの開催地が56年ぶり、2回目の東京に決まりました。私は前回小学生で、学校で開会式や各競技をテレビ観戦し、子どもながらに興奮したのを思い浮かべておりました。

7年後の東京オリンピック開催は、世界平和はもちろん、日本の躍進や、子どもたちや若者には夢と希望、そして私たち観戦する者には勇気や感動を与えてくれることでしょう。心待ちにしております。

それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、津田町長の先ほどの提案理由の説明にもあったとおり、より一層の財政再建を目指す、町長就任以来から支持し、これからも町長を支援していく者の一人として、今回の宝達中学の入札結果を踏まえ、これからの入札のあり方について、中谷副町長にお尋ねします。

先週から新聞やテレビで、北陸新幹線の消雪・融雪装置工事をめぐる談合疑惑が報じられています。落札率、予定価格に対する落札額の割合のことですが、全て95%以上と高く、99%台が4件もあり、公正取引委員会の強制調査を受けております。

当町も、あなたが欠席だった臨時会の席で、3者しかいない建築工事の99.9%、1者しかいなかったグラウンド整備工事、99.6%、談合と疑わざるを得ないような入札結果について、公取委員の調査が入らないかと心配しておる一人でございます。

そこで、入札契約手続の運営委員会の委員長でもある副町長に、入札に付する事項と参加資格についてお尋ねします。

工事概要の枠組みは、誰が誰とどのような根拠で決めているのか。最低制限価格は入札の透明性を図るため、落札後にすぐ公表すべきだと思いますが、如何お考えか、中谷副町長にお聞きして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（守田幸則君） 副町長 中谷浩之君。

〔副町長 中谷浩之君 登壇〕

○副町長（中谷浩之君） 津田議員の質問にお答えをさせていただきます。

最初に、宝達中学校建設事業は、宝達志水町が合併後の町づくりを行う中で、町の将来を担う子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境を整備し、また、合併のシンボルとしての最も重要な事業として位置付けてまいりました。

平成27年4月開校に向けて、前年の12月までの非常に短い期間で校舎や屋内運動場の建設や旧校舎の取り壊しなどを行わなければなりません。その制約の中で、高い技術力と豊富な経験が求められる工事であります。

このため、工事概要の枠組みといたしましては、大型の事業の場合は、従来から建設工事、電気設備工事、給排水設備工事、外構工事など各工事の安定施工を確保する観点から、それぞれの工種ごとに分離して発注する方式を採用いたしております。

また、受注形態を共同企業体とするか、単体とするかについては、地元企業の受注機会の拡大の観点から、本町では概ね2億円以上の工事共同企業体としております。

この度の工事は、非常に大規模な工事であります。運用面において、企業体の代表者と構成員の格差を極力小さいものとしなければならないことから、共同企業体の活用は困難と判断し、単体といたしました。

また、入札参加資格の各要件のうち、経営事項審査評定値については、当該工事の施工能力を判断するため、当該工事の予定価格をもとにして過去の事例や他市町村の事例を参考として定めています。

また、年間平均工事高については、当該工事の施工能力を判断するため、当該工事の予定価格をもととして、予定価格の1.5倍から2倍に設定しているものであります。

さらに、グラウンド整備工事では、請負金額8,000万円以上のグラウンド整備工事の施工実績を有する者といたしました。

これは、当該工事が陸上競技場及びテニスコートの整備のほか、既存施設のプールや相

撲場などの解体、夜間照明設備など多種多様な施設設備の整備があります。特に当該工事の主要部分となる陸上競技場及びテニスコート整備において、クレー舗装や透水性アスファルト舗装など特殊な工事に配慮して行わなければならないことから、施工実績を有していることを付加したものです。

このような工事实績を付加することは他市町村にも多々あることであり、特別な条件を付したものでないと考えています。

これらの一般競争入札に係る案件の参加資格の決定については、入札・契約手続運営委員会が行うと同委員会設置規程で定めており、原案は担当の財政課が作成しております。

次に、最低制限価格の公表についてですが、国や地方自治体は公共工事に対する国民からの信頼を得るため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において情報の公開に対する措置などが規定されております。

本町では、この法律で規定する公表を行わなければならない情報については、全て広報紙やホームページで公開をいたしているところであります。

議員が指摘の最低制限価格の公表はこの法律の中で公表すべきものと規定されておりますが、従来から努力義務のある事項として要請されているところであります。

県内各地方公共団体の状況は、石川県及び市町村の20団体中、公表9団体、非公表11団体という状況にあります。

公共事業の入札及び契約の適正化については、日頃より取り組んでいるところでありますが、最低制限価格の公表については県内実施団体の状況について調査・検討を行い、年度末までには方針を決めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 7番 津田 勤君。

〔7番 津田 勤君 登壇〕

○7番（津田 勤君） 再質問させていただきます。

まず、先ほどの私の質問ですが、概要の枠組みについて再質問させていただきます。

誰と誰がどのような根拠で決めておるかというのをちょっと明確に答えていただけなかったような気もしておるんですけども、そのところをもう一度お願いしたいと思います。

それと、今回の建築工事の概要に校舎と体育館、プールというのは一体的な構造、くっついておるような構造で、あの設計図を見ると私のような素人でもわかるんですけども、



最低制限価格のない解体工事をあえてこの建築のほうと一緒に含まれているのか。近隣の羽咋市や志賀町では別発注で行っております。別々の入札にすれば、もっと低い金額になったかと思うが、なぜ一緒だったのか、また教えてください。

次に、入札参加資格について、これは制限つきの入札ですから、先ほどの副町長言われたとおり経営審査事項の（９）の審査事項の評定値の点数や年間平均完成工事高があるのはわかります。先ほど言われたグラウンド整備だけの8,000万円というのが私はちょっと納得できなかったかなど。何者もやったのか、もし副町長が御存じなら、それをまた教えてください。

次に、この先ほど副町長言われた5月25日以降にこの最低制限価格の算定方法についてはインターネットに出ていますよね。あれで多分副町長か財政課長さんが計算して最低制限価格を出していると思いますが、委員会のメンバーが全部その共有してその最低価格を知っていたかどうか。こんなこと言ったら変なんですけれども、全員が理解しておらなくて、一部の人だけ、1人だけがわかっておって、それを最低制限価格だというのは私は個人的にはおかしいのではないかと。全員がこれを共有しているものかどうかを教えてください。

最後に、これから、もう統合中学校の残りの事業や大型の病院建設はじめいろんな公共事業がありますが、当町にも入札制度評価委員会を設置し、町発注工事のより一層の透明性や工事品質の向上を図ればいいと思いますが、如何お考えかお伺いして、再質問とさせていただきます。

○議長（守田幸則君） 副町長 中谷浩之君。

〔副町長 中谷浩之君 登壇〕

○副町長（中谷浩之君） 津田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど幾つか、何点かございましたけれども、まず、その誰が決めてということになりますけれども、一応この案件所轄の管轄の中でそれぞれ工事目的や工事内容、そういうものを当委員会に持ち出して、そこで判断をするということでございます。その一番最初判断をされるというのは担当課であるということは間違いございません。その中で、当委員会で判断をするというのは、結局適正であるか、工事期間と技術者、そういうふうのいろんな判断をして発表いたしておるところでございます。

そして、先ほどの最低価格のないというお話でございましたでしょうか。解体工事のお話ということですよ。この解体工事について、当初私ども、中学校統合委員会において

も分離発注をということでお話を進めておったかと思います。その中で、当初、この認可、いろんなものの工程が当初早く決定をされるだろうというような私どもも認識しておりましたけれども、これがだんだん日が迫ってきて、先ほど申しましたように大変短い時間で完成をさせなきゃならないということになってまいりました。

そういう中で、発注形態をどうするかということになりまして、1つは、同一敷地内で、そして既存物件と新築物件ございます。その中で、工程表の中でいかに効率的に仕事をするか。そしてもう1点、この第1工事、取り壊した後ちょうど冬季間、新築、外構工事が始まります。そういうことも含めて、同一発注者であれば、その敷地の確保、機械の確保、エリアも含めて管理が可能でなかろうかなということ判断をいたしました。

それと最低制限価格の算出方法、それについて、この5月26日国交省から発表された基準の変更について、委員が承知をしておるかということと、その決定の中で最低制限価格が皆共有をしておるかという2点であったかなというふうに思います。

まず1点目は、この5月25日と先ほど言われましたけれども、私どもは、これは国交省のほうから以前から通知をいただきまして、5月21日ですか、入札・契約手続運営委員会の中で、その報告、財務のほうから受けて、そしてそれ以降、工事をする発注に対しては、その基準でしなさいということで、そうしますということの報告は全部受けております。そして、そのとおりにおるものだと思っております。

そして、その後、おっしゃられたその委員会が最低制限価格について知っておるかというような質問でなかったかなと思いますけれども、これについては、私ども運営委員会については、例えば工事の内訳、直接工事、そして共通仮設費、現場管理費、それに一般管理費と、そういう内訳については一切当委員会には公表されておられません。ですから、その計算基準は示されておりますけれども、その発注する工事自体の内訳は一切承知しておられませんので、これについては財政課及び町長さんのほうで決められることだろうと思っております。

そういうことで、先ども申しました最後には検討をされればどうかということなんですけれども、先ほどの答弁に代えさせていただいて、この年度末までに私どものほうでひとつ検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔「入札制度委員会の設置を聞いていたんですけれども、それは」という声あり〕

**○副町長（中谷浩之君）** それも踏まえて、先ほど申しましたように年度内で方向性を決めてまいりたいというふうに思っておりますので、御了承ください。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 津田議員の御質問に、入札・契約手続運営委員会の委員長ではなくして、町長として補足説明をさせていただきます。

最低制限価格の関連についてのお答えということになりますが、8月26日に改正されました中能登土木総合事務所管内の2市3町で構成されております中能登建設行政協議会、この中の質疑の中で、県は、最低制限価格は事後でも公表していないとのことでありました。県内市町は、半数は事後公表しておりますが、1市だけは事前公表しているとのことでございました。

事前公表した場合には、ほとんどが最低制限価格で応札することになりまして、結果的には抽選による決定ということになるわけでございます。そうした場合に、果たして設計書どおり施工できるか危惧されるということもございますので、余り好ましくないという答えでございました。

また、制限価格の額につきましては、国や県の基準に準じまして契約価格の適正化や、あるいはダンピング対策の充実を図るために設定しております。額につきましては、担当課である財政課で試算はいたしますが、最終的には私が決めますので、他の職員には関知しないところでございますので、御承知おきください。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、大型建設事業と町財政について、そして、8月末以降の豪雨について、これら2つの質問をいたします。

我が町では、宝達中学校並びに志雄病院の建て替えが計画されております。それぞれが新しい時代の学校教育と医療の拠点となることが期待されます。

しかしながら、厳しい財政状況の中で、これらの事業費を確保しつつ、財政再建に取り組んでいくことは困難が予想されることであり、その実現は町民の切実な関心事であります。

そこで、これらの事業に関する財源と将来にわたっての町財政における負担の見通しに

ついてお尋ねします。

まず、宝達中学校開校までの事業費と資金計画をお示してください。

また、建設費が当初の見込みから何億円かの規模で増加する見込みであることの原因をお示してください。

次に、志雄病院の建て替えから開業までの事業費と資金計画をお示してください。

次に、これらの事業において、今後事業費が増減するとすれば、どのような状況が想定されるか、そして、その際にはいかなる対応をするのか、併せてお示してください。

また、財政面のみならず、教育と医療という将来にわたって町民が深く関わっていく事柄でありますから、事業の実施や財源に関して見直しが必要な際には、その明確な情報を積極的に示し、説明を行っていくことで町民の理解を得ることに努めていくのが望ましいと考えますが、如何でしょうか。お答えください。

次に、8月末以降の豪雨についてお尋ねします。

今年の8月は、全国的に猛暑、そして大変な豪雨に見舞われました。我が町も8月下旬以降、それまでの猛暑の日々から打って変わり、激しい雨の続く日が多くなりました。特に8月23日には、住居や道路、河川の周辺で被害が発生する豪雨がありました。

昨年度我が町で行われた防災訓練で想定されたような危機的な豪雨は、やはり実際に起こり得るのであり、今回の豪雨を教訓としなければなりません。

そして、体制づくりとインフラ整備を中心とした事前対策を講じ、万が一災害が起きた場合には的確な情報の把握、着実な対応行動と復旧、事後の活動検証までをしっかりと行う、こうした対策が十分に、そして早急に実施される必要がございます。

そこで質問をいたします。

まず、我が町でどのような被害が発生したかお示してください。

次に、豪雨に際してどのような組織が対応に当たったのか、そして、その対応に関する検証が行われていれば、その結果をお示してください。

そして、今般の豪雨の経験を防災活動や訓練にどのように反映していくのかお示してください。

また、防災の観点から、治水に関連する事業実施・要望対応を積極的に行うのが望ましいと考えますが、如何でしょうか。所見を伺います。

以上です。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

宝達中学校開校までの事業費と資金計画についての御質問でございますけれども、まず、宝達中学校完成までの諸経費を含む総事業費の見込み額は、今回の5件の工事費で22億4,800万円、基本・実施設計費、設計監理費に1億1,200万円、平成26年度以降の工事の主なものとしたしましては、プール棟建設工事、クラブハウス棟建設工事ほか3工事及び志雄中学校の取り壊しも含め6億1,900万円を見込み、全体の事業費は29億7,900万円となる予定でございます。

次に、資金計画についてでありますけれども、国庫支出金が7億1,200万円、基金が3億円、合併特例債が18億6,900万円、一般財源が9,800万円となります。

次に、建設費が増えた理由についてであります。当初は総事業費を25億円とし、基本設計を行いました。様々な観点から見直しを行い、次の5点に集約して御説明をいたします。

まず、第1点目は、災害時の地域住民の避難場所及び防災拠点としての利活用を考慮し、生徒及び教職員が安全で安心して学習できるようにするため、震度7クラスに耐え得る基礎工事への変更と、校舎周りの附属施設の耐震補強を施したことであります。

2点目は、太陽光発電設備の新設、スクールバス台数を増やしたこと、給食厨房機器及び衛生管理設備費等の充実を図ったことであります。

3点目は、グラウンド整備及び外構工事において、テニスコートの一部を人工芝に変更したことや、学校グラウンドにおける部活動及び夜間使用のため照明を設置し、生徒及び町民の皆さんが今まで以上に利用しやすい環境整備を図ったことであります。

4点目は、本年度の労務単価が全国平均で16%上昇したことや、アベノミクスにより全国で多くの工事が発注される中、資材が高騰し、工事請負者がいないという事態が生じていることから、適正なる設計が求められるため、単価の見直しを行ったところであります。

5点目は、平成26年度に消費税が8%になることが予想されることから、平成26年度以降の発注工事について、その差額を見込んだことであります。

これらのことによりまして増額となったものであります。

次に、新たな志雄病院開院までの事業費と資金計画についての御質問であります。総額で約28億円を見込んでおります。

内訳としたしましては、外構工事も含めた建設費に20億円、医療機器及び什器の購入に

5億円、設計費、移転費、現病院の解体等に3億円を見込んでおります。

資金計画につきましては、企業債22億6,000万円、国庫補助金1億5,000万円、基準内の一般会計繰入金1億2,000万円、病院の自己財源2億7,000万円を予定しております。

次に、事業費が増額するとすればどのような場合が想定されるか、また、その際の対応を示されたいとの御質問であります。建物の規模、事業内容の変更等、内部要因による変更は極力避けたいと思っておりますが、国の景気浮揚策に伴う建設物価や人件費等の値上がりなど外部要因が原因で事業費が増加することが想定されます。その際の財源といたしましては、企業債の増額等、適切に対応したいと考えております。

次に、大型事業実施後の財政状況と財政健全化の取り組みについてであります。まず、平成24年度決算に基づく健全化判断比率については、実質公債費比率にあつては前年度より0.7ポイント減の20.3%、将来負担比率にあつては前年度より35.9ポイント減の163.2%となっております。

これらは、平成22年度に策定した財政健全化計画における平成25年度末の目標値との対比では、実質公債費比率では1.6%引き下げる必要があり、将来負担比率では計画より1年早く達成しております。

しかしながら、県内他市町に比べて悪い数値となっており、今後も財政運営は厳しい状況が続くこととなります。

実質公債費比率は、平成26年度には地方債の発行に県の許可が必要な18%を下回る見込みであります。国の緊急経済対策に呼応した平成24年度3月補正予算による追加事業や大型プロジェクトである宝達中学校建設事業や志雄病院建設事業の事業費を含め、平成31年度には再び18%を超え、平成32年度には20.5%となる見込みであります。

しかし、これらの状況は、財政健全化計画に折り込み済みでありまして、厳しい財政状況ではあるものの、着実に健全化の方向に進んでおります。

今後の状況としては、合併特例による普通交付税の合併算入替えによる増額分が合併後10年間である平成26年度をもって終了し、以後、平成31年度までに段階的に減少していきます。この影響額は約5億円であり、本町の標準財政規模の約1割に当たり、これが減少すると財政運営は大変厳しいものになります。

対応としては、歳出にあつては公債費負担適正化計画に沿った単独建設事業費の抑制、事務事業、各種補助金の見直し、保育所や小学校の統廃合などを実施するとともに、歳入にあつては、遊休財産の売却、使用料及び負担金については適正な額に改定するなど定期

的に見直しを図りながら、行財政改革による財政健全化を引き続き取り組んでいかなくてはならないというふうに考えております。

また、実質公債費比率の上昇に備え、減債基金の積み増しを行いまして、今年度も引き続き繰上償還を行うこととしており、来年度以降も定期的に繰上償還による公債費の削減に一層取り組む考えであります。

また、土地開発公社の債務の解消、公営企業会計の経営健全化を図るなど、健全化判断比率の改善を進めていく考えであります。

次に、志雄病院事業会計の財政状況について、平成14年度から11年連続の黒字経営により、前年度末で7億6,000万円余りの現金預金を保有しておりますが、建設後の病院経営につきましては、減価償却費や企業債の償還等が嵩むため、開院後、7年間余りは赤字経営が予想されます。

しかし、現金の動きがない減価償却費を除いた収支は黒字を維持できる見込みであり、医師の確保、在宅医療の充実などの更なる経営努力により健全経営を図りたいと考えております。

次に、財政状況や財政健全化の取り組みについては、厳しい財政状況を踏まえ、町民の方々と情報の共有を図らなければならないと考えておりまして、今後も当初予算の概要でお知らせするほか、広報、ホームページにも公開していく予定であります。

次に、8月の大雨による被害について申し上げます。

まず、8月23日については、24時間雨量で212ミリ、8月30日については132ミリの降雨がありました。

8月23日の被害件数は、農林・建設合わせて26件の発生がありました。また、8月30日の被害件数についても、農林・建設合わせて37件発生しております。

その対応については、大雨警報の発令時に環境安全課、地域整備課、産業振興課の職員が随時パトロールを行うとともに、石川県河川総合情報システムによる降雨や河川水位の情報収集に努めるとともに、状況に応じて消防団に水防活動等を行ってもらったところがあります。

また、防災の観点から、治水に関する要望活動につきましては、国・県等関係機関に対し随時行っておりますが、今後も引き続き行ってまいりたいというふうに考えています。

なお、災害関係の細部につきましては、所管の課長から説明させますので、御了承をお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 環境安全課長 越野好則君。

〔環境安全課長 越野好則君 登壇〕

○環境安全課長（越野好則君） 寶達議員の御質問にお答えします。

8月23日の被害については、地域整備課から、道路決壊等が3路線、普通河川子浦川右岸崩壊1件、産業振興課からは、農地災害2件、農業用施設災害11件、林業施設災害9件、生涯学習課からは、志雄運動公園の多目的運動公園駐車場内に設置されている雨水マンホールの陥没が1件報告されております。

8月30日の被害につきましては、地域整備課から、道路の崩土、路肩決壊等5路線、住宅裏山等法面崩壊3件、また、道路冠水により一時通行止めになった路線が2路線、産業振興課からは、農地災害6件、農業用施設災害18件、林業用施設災害6件、財政課からは、旧加能繊維跡地で法面の土砂流出が報告されております。また、道路排水等が原因による床下浸水が2棟、法面崩壊による自主避難が2棟発生しました。

豪雨についての対応につきましては、地域整備課、産業振興課、環境安全課の3課で事前協議し、情報収集や連絡体系等の対策を立てており、災害対応に全力を尽くしました。

法面崩壊による自主避難があったことなど、これらの状況を踏まえ、今年の防災訓練は住民避難訓練、避難所開設訓練、情報収集訓練等を取り入れた内容で計画しております。

以上で答弁を終わります。

○議長（守田幸則君） 次に、1番 杉本久実男君。

〔1番 杉本久実男君 登壇〕

○1番（杉本久実男君） 1番の杉本です。

今回、私から町長に3点についての質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、中学校の統合によるスクールバスの運行とバス停留所の安全確保についてであります。

中学校の統合により、27年度から宝達中学としてスタートすることになりますが、移転先の新しい中学校には、国が定めた6キロ圏外の各地域の子どもたちに対してはスクールバスで対応とのことであり、それに伴って同町としては新しくバス5台を購入し、現在のスクールバス5台と合わせ全区域7台のバスで運行する考えであると聞きました。

そこでお尋ねします。

そのバスの利用、活用方法としては、小中学生への登下校の利用、通学時間帯だけの送迎で運用されるのでしょうか。スクールバス以外での、例えば福祉バスや町内巡回バス等



の利用者など地域住民の人々に対する活用は計画の中にあるのでしょうか。また、運転手の雇用やバスの運行に関して、町が管理されるのか。羽咋市のようにバス運行会社に委託するなどのお考えはあるのでしょうか。そのことについてお答え願います。

また、今回のスクールバス運行に際し、バス停留所については5カ所の新設を計画していると聞きましたが、従来にあるバス停についても子どもたちが安全に乗降できるように点検及び整備などは今後されていくのでしょうか。例えば国道159号線上にある菅原停留所のようなバス停は、ちょうどカーブ地に位置し、バスレーンもなく、上り車線・下り車線ともにバスが車道にとまるような状態であり、子どもたちの通学に限らず危険を感じるバス停でもあり、地域から改善の要望としても出されております。そのことについて町としてはどのように思われますか。

町が安全面で改善が必要と考え、バス停の移転も含めた整備事業となれば、国や国交省に対し、一日でも早く工事着工ができるように働きかけていただきたいと思うのですが、こういった地域からの要望や問題などに対して、今後、町としての取り組みや町長のお考えなども併せてお聞かせください。

次に、2点目ではありますが、押水クリニックの今後の取り扱いについてお伺いします。

我が町の医療は他の町に類を見ないような状況があります。というのは、広域圏では羽咋病院の負担金として町が年間約1,900万円支払っている中で、同町でも志雄病院と押水クリニックをそれぞれ運営していることにあります。大きな市や財政に困らない町であるならば、それでも構わないのかもしれませんが、1万4,000人余りの町でこれだけの公的な病院が必要なのかと疑問に思います。

しかし、押水クリニックの患者さんの中には、やはり地域に密接した病院であり、できれば1日の利用が可能になればと願っておられる患者さんもいて、それを望まれる声も耳にします。

現在の押水クリニックは、1日の診療をしていると赤字になるので半日だけの診療になっていると聞きました。それは本当なのでしょうか。それならば、指定管理者制度を使って民間の活力を導入し、志雄病院との連携を深めていくべきではないのでしょうか。そうすることによって、これまでの幾つかの問題点も解消されていくのではないかと思われますが、如何なものでしょうか。

また、志雄病院の老朽化などで新国民健康保険志雄病院として移転・新築計画も進んでおりますが、その診療科目としては、リハビリテーション科が新しくできるほかは現在と

余り変わらないようにも聞きました。

せつかく約50億円の工事費をかけ、建物を新しくするのであれば、現在と同じ科を持つてくるのではなく、志雄病院独自のカラーを作っていけるような小児科や産婦人科といったような診療科の導入も検討していかなければ、若者の定住はもちろんのこと、小さな子どもたちや妊婦になられた方々にとっては、安心して暮らせ、心の支えとなる町や病院であるとは言えないのではないのでしょうか。

子どもは町の宝であり、国の宝でもあります。確かに現在の医療での問題点は、医師及び看護師の確保が難しくなっているのは承知ですが、このことも踏まえて、町長のお考えをお聞かせください。

続いて、3点目については、イノシシ被害に対する対策についての質問であります。

昨年にもイノシシの被害に対する事項として一般質問の中にも取り上げられており、その対策方法としては、山間部の一部では電気柵が設置され、その効果が出ているようにも聞いておりましたが、今年もまたイノシシによる農作物への被害が出ているとのことで、最近では杉野屋地区のような山里の田んぼにまで出没したと聞き、被害地域が広範囲に広がっているように思われます。

イノシシは、年2回の出産で、1回につき5匹から6匹の子どもを産むのではと言われており、このままではネズミ算式に増え続けていくことも懸念されています。

これまでのネット柵や電気柵の対策方法だけでは手に負えなくなることも心配される所でございますが、町としては、今後の対策として捕獲や駆除をするというような考えはないのでしょうか。お聞かせください。

以上、この3点について、私からの質問といたします。

終わります。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

まず、スクールバスの運行についての御質問であります。基本的には、中学校のスクールバス5台については中学生の登下校を原則として運用することといたしております。

しかし、学校行事で集団移動する場合、あるいは休日を含めた部活動の大会等の輸送にも使用することといたしております。

このようなことから、空き時間を利用する形で一部車両を町民の利活用に供することが

できないか、今後検討してまいります。

次に、運転業務の形態についての御質問であります。現在、費用対効果を試算しているところでもありますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

なお、近隣市町では、委託の運用が多いと聞いております。

次に、バスへの安全確保についての御質問であります。当然のように児童・生徒の安全確保が大事であります。現在あります志雄小学校児童が利用しているバス停の安全確保については、特段の問題がないというふうに聞いております。

今後、中学生も利用することになりますので、より一層の安全が図られるように留意してまいりたいというふうと考えております。

また、新設するバス停についても、中学校統合準備委員会及び当該区長さんにも協議を実施しております。通学の安全確保に今後とも留意してまいりたいと考えております。

なお、国道159号にある菅原のバス停については、御指摘のあったとおりバスの停車帯もなく、乗降時に車道に止まっている状況については把握を致しております。バスの停車帯の設置要望については、今年度菅原区から新規に要望が上がっております。バスの停車帯を設置する場合、道路の構造上、かなり広範囲の土地の買収が必要となることから、まず地権者の協力が得られるか確認が必要でありますので、今後、地元との調整を図ってまいりたいというふうと考えております。

次に、押水クリニックの今後の取り扱いについてであります。

宝達志水町関係の医療機関では、議員御指摘のとおり町直営の施設としては志雄病院と押水クリニックがあります。広域圏関連としては羽咋病院がございます。

志雄病院は、旧志雄町時代に開設され、また、押水クリニックは旧押水町時代に開設された医療施設であります。平成17年3月の2町合併によりまして、それぞれの会計による経営となっております。

志雄病院は、町内唯一の入院可能な医療施設として救急医療など急性期の対応をも担っております。また、押水クリニックにおいては、地域との関わりとしての役割を担っております。これを一つの会計にすることは、押水クリニックが志雄病院の分院になることにもなります。現在でも医師や看護師の確保に苦慮していることなどから、現段階では考えておりません。

また、医薬品については、宝達志水町になってからは志雄病院と同額で購入をしております。

次に、1日診療が赤字となるので半日診療としているのではとの御質問ですが、平成21年度までは1日診療として複数の医師を嘱託医として雇用しておりましたが、午後からの患者が極めて少ない状況であることから、平成22年度からは半日診療としたものであります。これに伴いまして、これまでの複数の医師の雇用を打ち切り、結果的には黒字となっております。半日診療を行ったことによる患者数の極端な増減はございません。このことは、押水クリニックの存在が地域住民の生活と密着に繋がっているものと思われま

す。次に、押水クリニックの経営を指定管理者制度を使って民間の活力を導入すればとの御質問ですが、現在の経営は黒字であることから、指定管理の導入は考えておりません。

今後、押水クリニックの在り方については、新病院の開院までの早い時期に民間譲渡も含めまして方向性を決めてまいりたいというふうに考えております。

次に、イノシシ被害の対策についてであります。本町のイノシシ被害は平成19年から年々拡大し、深刻な問題となっております。その対策としては、オリやワナの設置による捕獲及び電気柵等の設置により、農地への侵入を防ぐなどの対策を講じております。特に電気柵が設置された集落においては、イノシシによる被害は少なくなっておりまして、その効果を上げております。

今後は、その他の捕獲や駆除対策についても調査し、有効な方法があれば取り組んでまいりたいというふうに考えておりますけれども、当面はオリやワナの設置による捕獲及び電気柵の設置による捕獲・駆除を続けてまいりたいというふうに考えております。

なお、細部につきましては所管の課長から答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（守田幸則君） 産業振興課長 近岡和良君。

〔産業振興課長 近岡和良君 登壇〕

○産業振興課長（近岡和良君） 杉本議員のイノシシの被害対策についての御質問にお答えをいたします。

本町では、イノシシの捕獲のため、猟友会のオリ・ワナ捕獲隊や町鳥獣被害対策実施隊により、被害のあった農地を中心に、現在約30基余りのオリとワナを設置しております。

本町での平成24年度の捕獲実績でございますが、12月から3月の狩猟期間では5頭、それ以外の期間では8頭という調査報告を受けております。

本町におけるイノシシの生息数がどれだけかを推定する方法はございませんが、これまで出没した箇所数、それと議員御指摘のとおり1回の出産で5、6頭生まれることを考えた場合、相当数が生息すると推測されておりますが、その内、捕獲した数は調査報告のとおりごくわずかで、残念ながら現在のところは捕獲による効果が出ていないというような状況でございます。

今後の対応につきましては、近年は電気柵を設置することにより農地への侵入を防止していることから、餌を求めてオリにかかるケースも多くなっていると聞いておりますので、電気柵との相乗効果も考え、各集落には電気柵の設置を推奨するとともにオリ・ワナの設置箇所も増やし、今後も猟友会や石川県など関係機関と連携し、地域ぐるみで捕獲・駆除に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 津田町長におかれましては、我がふるさとと胸を張れる町づくりの実現に向けた2期目がスタートし、半年が過ぎようとしています。

私は、下水道の整備、統合中学校建設、今後の町政運営の3点について、津田町長に御質問いたします。

第1点目は、生活基盤である上下水道事業についてであります。

上水道は、安全で安定したおいしい水の供給確保と、事故や災害などに配慮した整備が重要と考えております。特に飲料水は、私たちにとって最も身近な重要なものであります。

北陸の上水道の普及率は、全国的な傾向と同様にほぼ100%に近い値にまで普及しております。

本町の飲料水の現状につきましては、上水道の普及率は90%を超えているものの、今なお簡易水道の設備もなく、古くから山水や湧き水などを利用してきた地域があります。この地域では、今年6月の晴天によって飲み水が枯渇の危機に見舞われましたが、結果として事なきを得ることができました。

過去には、干ばつによって飲料水の確保ができない事態が発生したこともありました。

一方、下水道は、健康で快適な暮らしや生活環境を守り、農業や生活用水などの公共用水や河川の水質を改善し、地域づくりの観点からも早急に整備しなければなりません。

本町の下水道では、樋川地区の整備の遅れが際立っており、その将来展望も示されてお

りません。また、合併処理浄化槽区域においても、浄化槽の設置が進んでいないのが現状であります。

このような状況の下では、津田町長が掲げる若者の定住促進や転入者の増加、交流人口の増大が図られるのか疑問に思っております。また、本町からの人口流出や過疎化に拍車がかかるのではないかと懸念もいたしております。

そこでお尋ねをいたします。

まず、上水道についてでございます。

町民の安全な飲み水の確保と渇水対策について、どのようにお考えなのでしょうか。また、石綿管など老朽化した設備の長寿命化対策はどのように計画されているのでしょうか。

次に、下水道については、樋川地区の整備について、現状と将来展望をお聞きいたします。また、合併処理浄化槽区域の整備方針はどのようになっていますでしょうか。

併せて、合併処理浄化槽区域において、定住を希望する若者や町外からの転入者などについて、設置希望者が一定戸数以下であっても合併処理浄化槽が設置できるように弾力的な運用ができないもののでしょうか。また、国や県への働きかけをされておりますのでしょうか。

最後に、下水道に加入していない住民への加入促進対策はどのようになっておるのでしょうか。

第2点目は、統合中学校であります宝達中学校建設に関する質問をいたしますが、質問の1及び2につきましては先ほどの寶達議員の質問と重複いたしておりますので、割愛いたします。

それでは、一般質問に入ります。

新町建設計画の最重要課題で、合併の象徴ともなる宝達中学校の建設がいよいよ目前に迫ってまいりました。こんな中で、8月21日開催の議会臨時会で、建設工事請負契約の締結について議決が行われました。

統合中学校は、将来を担う子どもたちを育てる学校であり、そのためにも、若干の事業費の増加は止むを得ないと考えております。いずれにいたしましても、子どもたちが学びやすい学校を建設することが大切と考えております。

そこでお尋ねをいたします。

中学校開校後のランニングコストについては、現行の2校に比べ、当然、削減できると考えますが、具体的にどのように変わりますでしょうか。

また、建設する中学校を町民との関わりの中でどのように生かしていくのかお聞きいたします。

第3点目は、今後の町政運営に関する質問をいたします。

津田町長は、2期目のスタートに当たって、町民の皆さんの信頼を裏切ることなく、1期目と同じようにやらなければならないことに真正面から取り組むと述べられております。

町民は、町の将来を町長の手腕に託するとともに、組織が機能する体制づくりと1期目の思いを貫く町政運営を期待しております。

改めて、津田町長に、2期目の町政運営について決意をお尋ねして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

簡易水道、自然水利用地区の町民の安全な飲み水の確保と渇水対策についての御質問ですが、現在、町内山間部の8集落については上水道が整備されておらず、簡易水道、自然水を利用している状況であります。

住民の安全な飲み水の確保には上水道等の整備が必要ですが、山間部の上水道の整備については、ポンプ施設、配水池の整備など多額の費用を要するため、水道財政の状況と費用対効果の観点からも、新規整備するには大変現状では厳しいものがございます。

このことから、水道未整備地区の渇水時の対策といたしましては、今年6月の渇水時にも実施いたしました。渇水により自宅の水の確保が困難な方々に対しましては、臨時的に役場から無料給水できるよう対象集落の方々に案内したところであります。

なお、交通手段がなく、役場まで給水に来られない方々については、応急的に給水車等による集落への給水で対応し、渇水時での飲料水等の確保をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、石綿管等老朽化した施設の整備についての御質問ですが、老朽化し管の強度に問題がある石綿管については、現在、主に樋川地区において約5,000メートル残っております。

この石綿管につきましては、順次耐震管に更新を行っておりまして、今年度も出浜地区において下水道工事に合わせて実施しております。

石綿管は老朽化が進んでおり、漏水も多発していることから、優先的に更新を進めたいというふうに考えております。

また、今後は石綿管以外の老朽化した水道管の更新が必要となりますが、財政状況とのバランスを考慮しながら、下水道事業との並行処理とは切り離しまして、年次計画を立てて着実に老朽管の更新を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、下水道事業についてであります。下水道整備には多額の費用と年月が必要であり、下水道事業の厳しい財政状況により限られた予算の中で工事を行っていることから、合併当初の計画より整備が遅れている状況であります。

今後の計画では、下水道整備に伴う加入意思などの確認を行いながら、地元要望の高い地区、あるいは排水の悪い地区などを優先して工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、合併処理浄化槽区域で定住する若者や町外転入者等について、設置希望者が一定戸数以下であっても浄化槽を設置できるように弾力的に運用できないかとの御質問であります。人口減少の流れを食い止めるためにも生活環境の整備については優先事項の一つとして考えなければならないというふうに考えております。

町といたしましては、厳しい財政状況の中で、国庫補助事業を採用した整備であれば、計画にしていまいりたいというふうに考えております。町の負担が高額となる独自の弾力的運用については、現在のところ難しいというふうに考えております。

また、国等への働きかけをしているかとのことではありますが、平成23年11月に国土交通省北陸地方整備局で開催されました「下水道に関する市町長との意見交換会」に参加し、自治体が抱える下水道整備についての意見や要望について、国土交通省下水道部長に直接町の状況を説明し、要望してまいりました。

今後も同様の機会を捉えて要望などを述べてまいりたいというふうに考えております。

なお、下水道事業関係の細部につきましては、所管の課長から説明させますので、御了承願います。

次に、宝達中学校開校後のランニングコストについての御質問であります。新たな負担となる項目は、中学校スクールバス5台の維持管理費に約3,000万円、学校全体に係る電気料金に760万円が主なものとなっております。

また、負担が軽くなるものについては、臨時職員に係る人件費が180万円、暖房費等にかかる燃料費に300万円、上下水道料に150万円、部活動バス借上料に260万円が主なもの



となっております。

以上のことから、概算であります、約800万円の増額になると見込んでおります。

スクールバスの運行や冷房設備の導入のほか、エレベーターの設置など現在の校舎にな  
いものを導入することに伴い、増額となりますことを御理解いただきたいと思  
います。

次に、宝達中学校と町民との関わりについての御質問であります、宝達中学校は地  
域住民の避難場所として活用することとしております。そのため、停電時にお  
ける太陽光発電設備の設置や防災倉庫を設置し、災害時の対応を進める避難場  
所としております。

また、夜間や休日においては、学校教育に支障のない範囲での学校体育施設  
の開放及び図書室の放課後開放に取り組むことといたしております。

なお、学校体育施設や図書室の利用に当たっては、防犯カメラの設置をする  
など対策を施したいというふうに思っております。

次に、今後の町政運営への決意について、改めて述べさせていただきます。

私、県内でも最も悪い地方財政の立て直しのため、財政健全化を最優先に課  
題といたしまして取り組んでまいりました。そのために、公共施設の統廃合を  
はじめ、事務事業や各種補助金の見直しなど取り組みを進めさせていただきました。  
その結果、財政健全化に一定の成果を上げることができたと思っております。

これにつきましては、ひとえに町民の皆様方に多くの我慢をしていただき、  
また、大変な御支援と御協力をいただいたおかげであると心から感謝をいた  
しております。厚く御礼を申し上げます。

しかしながら、少子高齢化の急速な進展、あるいは価値観の複雑化・多  
様化など、現在の地方を取り巻く環境は予想を超える速さで変化して  
おります。

また、町財政の状況は回復しつつあるとはいうものの、県内他市町や類  
似団体と比較しますと、まだまだ改善の必要があります。そのため、引き  
続き「集中と選択」を旨とした財政運営を基本に据え、大型建設事業の  
遂行もしっかりと視野に入れ、町民の皆さんの期待を裏切らないよう、  
職員一丸となって誠心誠意努力してまいり所存であります。

どうか議員各位並びに町民の皆様方には、なお一層の御理解と御協  
力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

下水道事業における樋川地区の整備について、現状と将来展望についてお答えいたします。

樋川処理区においては、平成15年6月に下水道事業の認可を受け、樋川浄化センターの建設工事を行いながら、処理場より近い集落から順次、下水道管の整備を行っており、平成20年3月に樋川浄化センターが完成し、供用を開始しております。

平成24年度末での整備状況としましては、全体面積71.5ヘクタールの整備面積に対し、41.7ヘクタールの整備が終了しており、整備率は58.3%となっております。

今後は、未整備地区である出浜地区の本在所を今年度から平成27年度までの3年間で工事を行う計画でございます。

平成28年度以降については、整備を行いたいと考えております荻島地区や荻谷地区につきまして、先ほど町長が申し上げましたが、下水道整備に伴う加入意思などの確認を行いながら、地元の要望の高い地区や排水の悪い地区などを優先して工事を進めていきたいと考えております。

なお、将来の下水道整備計画について、未整備地区で高額の工事費が予想される国道159号沿線や敷浪駅周辺の工事のほかに、今後は老朽化に伴う処理施設や管路施設の改築・更新工事及び耐震対策など維持管理に係る経費の増大も避けては通れない状況でありますので、処理場施設の統廃合なども視野に入れた町全体の下水道計画の見直しを来年度行っていきたいと考えております。

次に、合併処理浄化槽区域の整備方針についてお答えいたします。

合併処理浄化槽区域は、公共下水道整備計画区域及び農業集落排水処理整備計画区域以外の地域であります。

志雄地区の山間部においては、民家が点在していたり、処理場を建設し下水道管を布設すると莫大な費用がかかることなど経済的な理由から、合併処理浄化槽区域となっております。

合併処理浄化槽の整備については、国の補助金を充てて整備を行う事業として、浄化槽市町村整備推進事業、（通称：市町村設置型）と浄化槽設置整備事業、（通称：個人設置型）がありますが、町では平成18年度、平成19年度において、市町村設置型による浄化槽事業を行っております。

この市町村設置事業には、補助要件があり、単年度20基以上の設置が原則となっております。

ます。当時は該当集落で説明会を開催し、加入の意思を確認した上で補助要件を満たしたことから、町で整備を行いました。

また、市町村設置型については、補助率3分の1で、残りの3分の2は地方債が充当できます。また、浄化槽の設置は町が行い、設置後は下水道使用料を徴収した上で維持管理も町が行います。

今後の方針としましても、合併処理浄化槽区域については、補助要件を満たすことができれば市町村設置型での整備を再度計画し、要望していきたいと思えます。

一方、個人設置型は、設置基数の義務はありませんが、補助率が基準額の4割、さらに3分の1で、残りの3分の2は町が補助することになります。地方債の充当はありませんので、町単独の補助となります。

また、基準額の6割は個人負担となり、設置後の下水道の使用料は発生しませんが、維持管理は個人が行うこととなります。

御質問にありますように一定戸数以下であっても浄化槽を設置できる制度は、個人設置型で対応は可能です。

しかし、この個人設置型で整備する場合は、補助金の額もそれほど多くはなく、町負担分についても交付税措置がなく、いわゆる町の単独費となります。また、設置後の維持管理も個人が行うこととなりますことから、既に設置している方々との不公平が生じることや、個人が管理することで適正な維持管理を行えず、悪臭発生など周辺住民とのトラブルなどが懸念されます。

このことから、個人設置型での整備については難しいと考えております。

次に、下水道未加入者への加入促進対策についてお答えします。

平成24年度末の接続率については、町全体では85.8%となっております。これにつきましては、公共下水道、農業集落排水、浄化槽区域、全てを含んでおる率でございます。

加入促進対策については、未接続者宅へ直接訪問しているほか、はがきの送付や町広報誌を通じて加入促進を行ってきております。

最近では、多くの方が接続していただいていることから、未接続の家庭から出る生活雑排水の悪臭などの苦情が地元区長へ寄せられることも多くなりました。そこで、区長と連名での回覧板を作成するなど早期接続へのお願いを行っております。

今後も、未接続者への早期接続の促進に努めてまいりたいと思えますので、是非皆様の御協力をお願いいたします。

以上であります。

○議長（守田幸則君） 次に、3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 久保喜六です。

今回私は、交流人口、誘客効果の増加についての政策を町長に質問したいと思います。

先だって7月1日から7月3日にかけて行政視察を行ったと思いますが、本町の交流人口及び誘客効果の増加に役立てようと、特色ある町づくり、各所の地域資源を活用した取り組みについて、大いに勉強させていただきました。

今回の視察においても、新たに建物を建設するのではなく、使わなくなった建物を再利用して観光誘致をしていたり、写真甲子園と題し、学生に参加してもらい町の活性化をしている町、民間活力で行っていた事業を町が後援、支援し、観光誘致に成功している町など、他にもいろいろと参考になることが多かったと思います。

当町も参考にして、是非取り組んでいただきたいと思うことも多くありました。

ここで、町長に3点お聞きいたしたいと思います。

1点目は、単純に今回の行政視察で参考になったことはあるでしょうか。できるだけ具体的をお願いいたします。

2点目は、現在行っている事業以外で、うちの町が新たに設けたいと思っている事業や今後の交流人口や誘客効果の増大に対しての政策はあるのかお聞きします。また、地域活性化を推進している諸団体への助成、補助、委託などの拡充なども踏まえてお聞かせください。

3点目は、里山海道の無料化に伴い、金沢、能登方面へのアクセスは大変便利になったと思いますが、その反面、国道159号、249号の交通量が減り、沿線の商業の低下が懸念されると思います。いわゆるストロー現象です。このストロー現象に対しての対策、町長の所見をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

先ず、行政視察で当町に参考になることがあったかとの御質問であります。7月1日から3日間、帯広市ほか3町へ町議会の行政視察に同行させていただきました。1市3町、

それぞれ地域の特色を生かした町づくりや地域づくりに取り組んでおりました。

2、3申し上げますと、中富良野町の場合は、基幹産業は農業と稲作であります。地形が富良野盆地の丘陵地帯でありますので、この地形を生かしてラベンダーによる町づくりを実施しております。

平成13年に「ふらのラベンダー」として環境省によりかおり100選に選定され、ラベンダーの関連施設としてファーム富田、彩香の里のラベンダー畑、町営ラベンダー園などを整備しており、また、ラベンダーを使用した特産品の商品開発あるいは販売も行っております。また、6月から8月にかけてのシーズン中は100万人から120万人が訪れて、そのためにJR富良野線の西中駅と中富良野駅の中ほどにラベンダー畑駅、これ臨時でございますけれども、そういうものが設けられるほど多くの観光客が来るといことも申しております。

これは北海道という気象条件と丘陵地を生かした町づくりが成功した良い例だと思っております。

また、東川町の場合は、写真の町として有名であります。おいしい水、おいしい米、景観を売りにした町づくりをしております。

東川町は、北海道でも唯一、上水道のない町でありまして、大雪山から来る地下水を生活水として使用しております。大雪旭岳原水は、ミネラル、カルシウム、マグネシウムを豊富に、かつバランスよく含んだアルカリ水で、大変健康にも良い水として知られております。町外の新規移住者にとっても魅力となっております。

上水道がないということは、生活用水を各戸がボーリングをして地下水を確保する負担を負うこととなります。しかし、健康に良い地下水を生活用水にできる自然環境を持っているということは、都会の住民にとっては限りない魅力であるというふうに言っております。人口は平成2年に7,418人を底にいたしまして、平成25年は7,891人と増加しております。

また、景観については、東川町のメインストリートに立ち並ぶ店の入り口にそれぞれの店のオリジナルの木彫看板が掲げられており、全国に類を見ない木彫看板の立ち並ぶ商店街は、木工の工房が集まる木工ストリートと対をなす木彫ストリートと呼ばれ、東川町の特徴あふれる町づくりとして親しまれております。

また、東川町では、実に多彩な地域活性化策を展開しております。これをできる背景というものがあるんじゃないかなというふうに思っております。

これは、脱公務員化した役場の組織文化があるからだというふうにも思っております。通常、役場では実行できない理由として挙げる場合には、「前例がない」と、「他の町がやっていない」からと、「予算がない」からというふうに言っておりますけれども、それからの3ないの脱却を進めているということでございます。

東川町では、前例がないことや他町がやらないことにあえて取り組むことにしております。予算がないといえば通常諦めますけれども、東川町の場合ですと財団からの助成、企業からの寄付、国の様々な事業への補助金、株主制度など新たな制度を作り出すことで予算づくりをしているとのことでございます。

「予算がないからの脱却」については、様々な機関との連携やネットワーク化を進める必要がございます。一朝一夕にはできませんけれども、1つのヒントとして当町に使えるものがあれば参考にして参りたいというふうに思っております。

次に、交流人口や誘客効果の増加についての政策があるのかとの御質問でございますけれども、2年前からオムライスの郷プロジェクトの実施によりまして、本町の御当地グルメとして県内では周知されており、誘客にも繋がっているというふうに思っております。

今年5月に本町も世界農業遺産に新たに加入したことから、今月末、9月29日でございますが、世界農業遺産活用実行委員会などが主催する、「世界農業遺産スタディツアー in 宝達志水町」が実施されます。宝達山をはじめ、本町の観光施設のほかにくず湯作りの体験、イチジク畑の見学など、町内を巡るコースが設定されまして、まだ募集を締め切っておりませんが、定員20組（40人）でございます、これに対し、8月末現在で75組（150人）の応募がございました。こうした企画も、新たな誘客手段として検討したいというふうに思っております。

また、宝達山に自転車で登る方も増えております。観光資源の活用方法として県の自転車連盟と宝達山ファンクラブが一体となって昨年からはじめた自転車レースは、参加希望者が多く、規模を拡大して実施できればというふうに考えております。

今後、平成27年春の北陸新幹線開業を見据え、地域の自然、歴史、伝統の発掘や食文化に触れる体験企画など、宝達志水町ならではの魅力を積極的に情報発信するとともに、新幹線関連イベント参加など効果的なPR方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

地域の活性化に取り組む民間団体の助成等につきましては、これまで住民主導型ふるさと振興事業などで活動を支援してきており、地元の特産品などを使った新たな商品開発を

行うグループがあれば助成をしてみたいというふうを考えております。

次に、里山海道の無料化に伴い、国道の交通量の減少による沿線商業の低下が懸念されておりますが、こののと里山海道の無料化によりまして影響は確かに出ております。この実態調査を行っておりませんが、県の土木事務所のほうでは盆に調査をしております。やはり多い日には50%近く減っておるといふふうに言われております。

これは、1つ宝達志水町だけではなくて、中能登町、それから志賀町等、中能登地域全体が減っておりますので、これは中能登地区全体の課題ということから、広域的な見地で検討していく必要があるかと考えております。そこで、また関係団体とも協議しながら進めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

なお、午後は1時から会議を開きます。

午前11時50分休憩

午後1時02分再開

○議長（守田幸則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は日本共産党宝達志水町委員会を代表して、3点について一般質問いたします。

第1点目は社会保障の分野で安倍内閣の暴走から町民をどう守るのかという視点からお聞きいたします。

昨年国会で成立した社会保障制度改革推進法に基づき、政府は社会保障制度改革国民会議を組織し、その会議が先月5日、8月5日に最終報告書をまとめました。そして、その最終報告書に基づいて先月21日には「法制上の骨子」、いわゆるプログラム法案を閣議決定いたしました。

その中身の特徴は、社会保障のあらゆる分野で徹底的な負担強化と給付の削減などの制度改革を遅いものでも平成29年度までに実行を迫っているということでもあります。

具体的には70歳から74歳の方の医療費の自己負担の2倍化、難病や小児特定疾患への国の助成制度の縮小、入院時の給食の負担額の引き上げ、高齢者の病院からのより早い段階

での追い出し、年金受給年齢の引き上げや一層の年金引き下げ、公的保育制度の改悪など  
であります。

また、今回その中でお聞きする介護保険の分野についての改悪も迫っております。介護  
保険の分野での制度改悪の議論のペースは急でありまして、先ほど紹介したプログラム法  
案に基づいて厚生労働省は今年4日、介護保険で要支援と認定された高齢者への保険給付  
を廃止する、そういう方針を明確に打ち出しました。

その方針を読みますと、厚生労働省は多種多様な事業主体による重層的なサービスの提  
供を目指す、このように弁解しておりますが、サービスの内容は、結局は市町村任せで、  
介護保険給付を外した後のサービスの担い手に高齢者のボランティアを加えるなど、何の  
保証もありません。現在、介護保険の予防・保険給付として、研修を受けた専門職による  
生活援助や通所サービスなどを利用したり、訪問介護や訪問リハビリなどの医療系のサー  
ビスを利用されている方からサービスを取り上げる、これが自民党と公明党の政府が今や  
ろうとしていることでもあります。

その目的ではっきりしているのは、全国一律の介護サービスの水準を保証する国の責任  
を投げ捨てて市町村に丸投げをすることで介護費用を削減し、国の財政負担を削っていく  
という狙いだけであります。高齢者の尊厳を保持するこういう介護保険法の目的に反する  
ことがまさに行われようとしています。

さて、町はこの動き、どのように捉えているのかお聞きしたい。

また、私が指摘したように介護保険のサービスを取り上げられようという予定されてい  
る当町の要支援1及び2の方は何人おられるのか。また、それは介護度を認定された方に  
占める割合はどれだけか教えてください。

また、国は要支援1及び2の方は市町村任せにするとはっきり言っていますが、町とし  
ては、国が介護保険外しをしても全ての要支援の方々をこれまでどおりの介護サービスの  
内容でこのサービスを提供できるのかどうかお聞きいたします。

次に、特別老人ホームなどへの入所者の締め出しも考えられています。介護度でいいま  
すと、要介護1、及び要介護2の方々は特別老人ホームの入所ができないようにするとい  
うのであります。これも実態に合いません。特別養護老人ホームは介護度で利用できる、  
できないとしたのではその実態に合わないからであります。

実際、全国的な統計では要介護1、要介護2の方々が特別養護老人ホームへ入所する理  
由は介護者の不在、介護困難、住居問題が理由であります。この施設に入らなければ介護



が受けられない方々が入っておられます。当町では如何でしょうか。そして、そういう方が入所できないとなったらどうするのかもお聞きします。

また、所得の低い方々への特別養護老人ホーム入所に当たっては居住費などを軽減する補足給付の削減も打ち出されています。このことがやられると当町では何人の方々が影響を受けることになるのか教えてください。

この問題で、最後に津田町長にお聞きいたします。政府は次回の介護保険の供給計画策定に向けて平成26年の通常国会でこれらの法案提出を決めています。宝達志水町の多くの世帯を混乱させ、高齢者の尊厳をおとしめ、町民の生活を壊す今回の社会保障の改革という破壊を止めさせるため、津田町長が関わるあらゆる公の場で訴えていく必要があると思いますが如何でしょうか。

次に、町内高齢者の方々など交通弱者、買い物弱者と言われる方々の通院及び買い物の支援についてお聞きいたします。

買い物弱者とは、経済産業省の安心生活創造事業推進委員会は「流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々」と規定しています。これは全ての交通弱者に共通する規定であります。そしてこの問題を解決するためのアプローチとして、厚生労働省の生活創造事業推進委員会は、自治体などの多様な関係者の支援や地域コミュニティとの連携が必要と訴えています。

多様な関係者の支援ということでは、例えば三重県の四日市市では行政からの月々30万円の補助、利用者の月々10万円の運賃収入、利用されるスーパーなどの企業からの月々50万円の協賛金で交通弱者の足を守る工夫がされています。高知県では県として地域のスーパーの移動販売車の車両購入費の補助をしていたりしています。地域コミュニティとの連携ということではボランティア団体との連携を挙げています。また直接、自治体が買い物代行サービスを行っている茨城県常陸太田市など、多くの自治体が交通弱者の対策に乗り出しています。

しかし、当町ではそういうあらゆる交通弱者の方々の検討がされたのかどうかの足跡が見えません。

そして、経済産業省の安心生活創造事業推進委員会は、地域生活インフラの再構築のために地方自治体へ提言も発しています。

第1番目に挙げられている提言は、当然といえば当然ですが、住民のニーズについての情報交換の送信を打ち出しています。つまり、交通弱者についてのアンケートを実施する

ところから始めよというのであります。

我が町は、合併前の旧志雄町で行われていたデマンドタクシーの運営の延長で何となく交通弱者対策が終わったように思われていますが、対策が終わったという根拠はどこにもありません。あるのは交通弱者の方々の、「いつでも行きたいときに買い物がしたい」「気兼ねせず病院に行きたい」「いつでも好きな時に図書館へ行きたい」という人として当然の要求が余りにも多く聞かれることであります。

ましてや旧志雄町時代のデマンドタクシー制度は利用料金が町内のどこへ行こうと300円でありました。今は同じ宝達志水町でも、住むところによって行きたい公共施設や病院、買い物をする場所までの基本料金が500円、1,000円というふうになるという不平等が存在しています。

さて、お聞きしますが、町内の高齢者などの交通弱者の方々は公共施設の利用や通院、そして買い物など生活に必要な場所へのアクセスにどのような不便や困難を感じておられるか調査する必要があると思っておりますが如何ですか。

また、一部の方々はこの問題について職員などに直接、要望をお話しすることもあると聞いていますが、どのような要望を聞いておられるか教えてください。

この足の問題は、津田さとの後援会が先頃の町長選挙で発行した文書の中に書かれている「住民生活上の安全安心健康を確保する」「生活の支援サービスを適切に提供できる」ようにするということにも通じることだと思っておりますが、津田町長如何ですか。

そういう点ではお隣の羽咋市が住民への聞き取りなどの調査もし、交通弱者の方々の買い物要求、通院要求や公共施設へのアクセス要求を受けた市内循環バス、「るんるんバス」と言うそうですが、実施しています。今年の暮れ12月からは住民要求に沿って抜本的な改善策が取られるようではありますが、その経過並びに「るんるんバス」についての説明を求めます。

この問題の最後になりますが、少なくとも町の高齢者などの交通弱者が安心して買い物したり、通院したり、公共施設を利用したりする体制を構築する必要があると思っております。如何でしょうか、お聞かせください。

次に志賀原発の事故から住民の安全を守るための質問を行います。

原子力安全・保安院は2011年3月の福島原発の過酷事故を受けて、地震と津波の教訓を原発の安全性評価に生かす立場から、国内の既設原発について、その耐震安全性を見直してきました。その一環として昨年7月17日に行われた原子力安全・保安院の意見聴取会で

志賀原発の敷地内断層、（S－1シームと言うそうではありますが）これについても北陸電力からの説明を受け、審議がされました。

その中で、委員の1人である東北大学の今泉俊文教授は「これぞまさに典型的な活断層が原発の炉心の下を走っている典型的な例ではないかと思う」、そして「活断層そのものであって、単なる断層でない」との意見を述べています。

また、経済産業省から独立して発足した行政法人である産業技術総合研究所の杉山雄一主幹研究員は、北陸電力が志賀原発設立時の地層のスケッチを見て「断層がずれて地層が変形した。そのずれは地震によるもの」との見解を述べ、さらに「もっと重要なのが原発の近傍にある福浦断層や海岸沿いの富来川南岸断層などが地震動を起こし、原発敷地内のずれを起こしている可能性をきちっと評価すべきである」と指摘しています。

同じように、原発敷地内の断層のスケッチについて遠田晋次京都大学準教授は原発の下の、先ほどのS－1シームは活動性がないという北陸電力の説明について「それは腑に落ちない」との意見を述べられています。

こうした意見に基づいて、原子力安全・保安院は志賀原発の敷地内断層についても専門家による現地調査を改めて実施することとし、今もそれが続けて行われています。

そもそも2012年5月に開催された日本地球惑星科学連合大会において東洋大学の変動地形成学者である渡辺満久教授らが、志賀原発の近傍にある富来川南岸断層が単なる断層でなく大きな地震を引き起こす活断層であり、ずっと活動を続けていることを明らかにしました。実はこの断層が無視されたり、原発の地下にある断層が無視されたりして原発立地の許可を得て造られたのが志賀原発なのであります。

なぜ、それが注目を浴びるようになったのかは前述いたしました。私は地元の科学者や住民運動団体、新潟大学名誉教授の立石雅昭氏らといっしょに昨年から今年にかけて調査をし、解析を加え、富来川南岸断層が活断層だということを強く示唆する結果を得てきました。

さて、お聞きいたします。

これまで町長は議会で二度にわたり「全町民1万4,000人の原発事故からの避難という問題は難しいしできないと思う」との答弁をされています。私もその意見に同意いたします。

しかし、原発は止まっても冷やし続けなければならないこと、福島第一原発の3号機や4号機のように止まっていた原発が地震により炉心を冷やすことができなくなって崩

壊熱が燃料棒を溶かし、その結果、空中や海中に放射能をまき散らしているという現実があります。

志賀原発も止まっているから安全でなく、大きな地震が起こって細管などが破断されれば、炉心を冷やすことができなくなり、福島第一原発と同じように核の暴走が始まってしまいます。一刻も早い避難対策が求められているのです。ウラン燃料を使った発電という認識を深めてほしいと思います。町執行部は地震の活動期だという認識も感じられません。

そこでお聞きしますが、富来川南岸断層や志賀原発直下のS-1シームという断層についてどのような認識をお持ちなのかお聞かせください。

そして、原子力発電やその断層への認識を深めるためにも学者や研究者、特に志賀原発に大きな影響を及ぼすとされている近傍の断層についての調査や解析に乗り出された「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」の委員もされている立石新潟大学名誉教授を招き、調査結果を聞き、認識を深める必要があると思いますが如何でしょうか。

また、志賀原発事故からの避難は恐らく道路を利用しての避難が大勢を占めるでしょう。そんな時に道路が混んでいて放射能が降ってくるスピードよりも遅くなったというのでは避難になりません。志賀原発が事故に遭ったときに避難の問題を近隣自治体と話し合う、そんな場が持たれているのかどうか、そして、そういう場がまだ設けられていないなら開催を呼びかける必要があると思いますが、如何でしょうか。

最後に行政防災無線と避難の問題について、原発事故避難の関係についてお聞きし、質問を終わります。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、介護保険制度の改革を断念するように訴える必要の有無についてであります。

先般の社会保障制度改革国民会議報告書で示された社会保障制度改革の方向性でございますが、「社会保障と制度の持続可能性の向上に向けた更なる財源確保と給付抑制」と「高齢期中心の社会保障から全世帯対象の社会保障への転換」とされております。

また、あわせて社会保障4分野の改革内容も示されたわけですが、その中で、介護保険制度に係る改革案として、御質問にあるようなことが示されております。

ただ、詳細につきましては、これから国の社会保障制度審議会介護保険部会において協議され決められるということになっておりますので、まずは改革内容の詳細とそれに伴う

財源措置や負担割合などを見極めてから考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、高齢者などのいわゆる交通弱者と呼ばれる方々の通院や買い物支援のためのサービスにつきましては、当然、重要な政策課題の一つと考えております。現在、デマンドタクシーや福祉の外出支援サービスなどに取り組んでおります。

今後は、宝達中学校に導入するスクールバスを含めた交通体系整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、原発関係の御質問であります。またUPZ内の市町が集まり、避難の問題を話し合う場があるか、また開催が必要だと思いが働きかける用意があるかとの御質問ですが、現在そのような会議は設置されておられません。

今後、近隣市町と足並みを揃え対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、細部につきましては各所管の課長から説明させますので、御了承をお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 総務課長 米谷勇喜君。

〔総務課長 米谷勇喜君 登壇〕

○総務課長（米谷勇喜君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

交通弱者問題でございます。

まず、町内の高齢の方が通院や買い物をどのようにされているか、また、どのような要望が出されているかの部分につきましては、福祉担当課のほうで日頃の福祉や介護保険サービスの相談、また民生委員、児童委員さんと高齢者福祉に関する相談、そして地域包括支援センターが各地区に出向いて行っている福祉に関する情報交換会などの場で生の声をお聞きし、こまめに情報収集しております。

その中で、通院する際には主にデマンドタクシーを使われていると伺っておりますし、体の御都合の悪い方は福祉の外出支援サービスを利用されておられます。これは買い物の際も同様でございます。

デマンドタクシーは、自宅や外出先まで迎えに来てくれ、町内の行きたいところまで運んでくれる乗り合い型のタクシーであります。平成24年4月には民営化するとともに高齢者等の利用実態を踏まえた医療機関や駅への直行便を設けるなどニーズに沿ったダイヤ改正も行っているところであります。

一方、御質問のありました羽咋市の「るんるんバス」でございますが、平成12年6月から運行されております市内循環型のコミュニティバスであります。本年4月からはバス2

台により2コースで毎日運行し、運賃は100円となっておりますが、羽咋市民や未就学児、障害者の介助人については無料とされているところであります。

しかし、利用に支障があるということから、現在開会中の羽咋市議会9月定例会において、12月からバスを1台増やし、5コース、2往復に見直すという案が提案されております。

本町におきましても、以前にはコミュニティバスを運行しておりましたが、年々利用者が減少し、運行経費が本町の財政状況を圧迫するようになったことから、平成21年3月にコミュニティバスの運行を廃止した経緯がございます。従いまして、現在はデマンドタクシーが交通弱者を支える町唯一の公共交通機関となって機能をしているところであります。

今後の地域公共交通の運営体制につきましては、デマンドタクシーの運用状況やスクールバスの運行形態も踏まえながら、より良い方策を検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 環境安全課長 越野好則君。

〔環境安全課長 越野好則君 登壇〕

○環境安全課長（越野好則君） 防災面に関しまして、小島議員の御質問にお答えします。

防災行政無線により町民への周知は早くなりますが、避難先である金沢市への避難ルートの交通渋滞や避難手段となるバスの確保等、多くの課題があります。今後、県が実施する交通シミュレーション調査の結果を踏まえ、最善策を検討していきたいと考えています。

次に、志賀原発直下の断層につきましては、北陸電力が原子力規制委員会に報告した内容は、12から13万年前以降の活動がなく、耐震設計上考慮すべき活断層がないとされています。また、富来川南岸断層、志賀原発直下の断層について、北陸電力が活断層評価の客観性、信頼性をより高めるための追加調査を実施しており、現在はこれらの結果発表を見守っている状態です。

次に、町民に情報を公開する一環として断層調査を行った新潟大学名誉教授を招致することにつきましては、町単独で実施することは考えていません。もし県が実施するとなれば、町民への周知や参加を呼び掛けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（守田幸則君） 健康福祉課長 松栄 忍君。

〔健康福祉課長 松栄 忍君 登壇〕

○健康福祉課長（松栄 忍君） 小島議員の介護保険制度に関する御質問にお答えいたし

ます。

まず、要支援認定者についてでございますが、社会保障制度国民会議報告書の中では、「要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を積極的に活用しながら、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら、新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させていくべきである。」と示しております。

なお、この要支援認定者でございますけれども、当町では8月末現在で140人おられます。要支援・要介護認定者総数の約17%となっております。

次に、要支援認定者へのサービスが町の事業となった場合、十分なサービスが提供できるかということにつきましては、当然のことながらサービスの低下を招かぬよう、改革内容の詳細を踏まえまして、でき得る限りの努力をしたいと考えております。

次に、要介護1、2の方々が特別養護老人ホームに入所される理由でございますけれども、町内の施設に関しましては、介護者が高齢や病気であったり、1人で複数人を介護しなければならない等、介護が困難で、あるいは介護者の肉体的、精神的負担が大きく、十分な介護が困難であるなどの理由が主なものとなっております。

次に、要介護1、2の方が特別養護老人ホームに入所できなくなったらどうなるかということでございますが、改革の最大のポイントは議員御承知のとおり地域包括ケアシステムの構築であります。その中で、医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近で包括的に確保されるシステムが整うことによって、在宅での適正な介護サービスが受給できるようになるものと思っております。

また、いわゆる補足給付の削減につきましては、現行では施設入所者の居住費や食費について、住民税非課税世帯を対象に助成いたしておりますが、報告書の中では、その要件に加えまして資産や非課税年金、配偶者の所得なども勘案する必要があるというふうを示しております。

しかし、その基準等について、現在のところ示されておられませんことから、それにより影響を受ける方の人数は試算できませんが、参考までに申しますと、特別養護老人ホームにおける当町の現在の補足給付の対象者は、最新のデータでは170人となっております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 課長さん方には丁寧に答えていただきましたので、町長の認識だけをお伺いしたいんです。

実は、一般質問通告書が議会運営委員会の指示に従って9月3日までに出すように言われて9月3日に出したんですよね。先ほど言って申し訳ないんですけども、実は具体的に介護保険の改革は、これから厚生労働省はこういうことをやりますよというのを打ち出したのが実は9月4日なんです。ですから、これ提出したときと、この今の質問というのは少しずれがあるんですけども、そこはちょっと申し訳ないんですけども、その提出との厚生労働省が打ち出したやつとの関係でちょっとずれたんですが、それは申し訳ないと思いますけれども、ただ、もう町長が先ほど言われていたように詳細が決まってから、これから対応していくと言われていたんですけども、もう詳細決まりつつ、決まっているんですよ。厚生労働省でもう、インターネットではまだ出ていませんでしたけれども、もうそろそろ出てくると思いますけれども、もうこれを報道している新聞もありますし、それはもう決まっていることなので、是非緊急な対応をしていただけるような体制といいますか、町での体制を作っていただけたらどうかなと思っているんですけども、如何でしょうか。

それと、原発事故からの住民の安全を守るということなんですけれども、先ほど課長さんのほうから、北陸電力の結果お話しされて、北陸電力がこう言っているというふうなこと言われたんですけども、北陸電力だけの話じゃなくて、今は結構、東京電力もそうですけれども、いい加減な対応で批判、電力会社というのはそういういい加減な対応をするのではないのかというのは東京電力を通してみんなそう思っているんですから。それは北陸電力に繋がるかどうかわかりません。でも、東京電力の曖昧な対応で、電力会社というのは金儲けのためには命何でも関係ないやというふうな状況になっているんですよ。

そのときに、答弁としては、北陸電力がこう言っているというよりも、本当に新潟県の県の方の問題についてやっておられる方ですし、一般の学問の世界でも権威ある方ですので、是非招いて、町民がどうのこうのじゃないんです、私言いたいのは。これから町民の命を守る皆さん方、失礼ですけども、町執行部の方々に、是非原発に対する認識、活断層に対する認識、ここを改めていただきたいので。

町民はもっともっと知っています。私、この質問も町民にいろいろ聞いて質問しておるんです。もっともっと知っています。勉強されているから、どんどん、一昨年3月11日を境にしてどんどん変わっています。ですから、是非、一番私が主観的に見て言うんです



けれども、認識が町民に追いついていないなという皆さん方には是非、失礼ですけれども、認識深めていただくために立石教授を招いて講演していただく、これが大事なんじゃないかなと思います。町長はどういう認識でおられるかお聞きしたいと思います。

以上、2つです。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

介護保険制度の改革の詳細については、これ民間の国民会議の報告ということでありまして、国の決定事項ではまだないというふうに承知しております。ですから、国の機関としての決定がなされた段階で、その内容を見て、これから町の業務として進めていきたいということをお願いいたします。

それから、先ほど申し上げました原発関係でございますけれども、これらにつきましても小島議員の質問の中身については当然承知しておりますけれども、近隣市町とやはり足並みを揃えるということが大事でなかろうかなというふうに思っております。私の町単独で行動を起こしても、やはり町だけではできない場合がたくさんございます。単独では行動できない、大量の住民を移動させるということになりますと、やはりそれなりの組織、それから機関、機能等も必要でございますので、近隣市町との連携を図りながら今後進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御了解のほどをお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 再々質問になるんですけれども、再質問でちょっとできなかったことをもう1回言わせていただきます。買い物の問題なんです。

交通弱者の問題で、先ほど町長からああいう答弁をいただいて、交通体系をより良いものにしていくためにこれからやっていきたいというふうな答弁いただいたんですけども、是非そのときには、交通弱者の町民の方々の声、是非聞いていただきたいなと、そんな思いがあるものですから、そういうふうなものになっていくのかどうかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再々質問にお答えいたします。

今回購入する通学バスでございますけれども、通学バスということで購入し通学バスの補助金をもらった場合には通学関係以外には使えないということでございますので、通学バスの補助金は一切受けずに、通学時以外はできるだけフリーに使えるような方策をとってまいりたいと。交通弱者についてもできるだけ御支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（守田幸則君） 以上で通告がありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

### ◎委員長報告

○議長（守田幸則君） 次に、日程第28 委員長報告を行います。

総務産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました「請願第1号 TPP交渉に参加しないことを求める意見書提出に関する請願」及び「請願第2号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願」について、総務産業建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告をお願いいたします。

総務産業建設常任委員長 津田 勤君。

〔総務産業建設常任委員長 津田 勤君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（津田 勤君） 津田 勤です。

委員長報告を行います。

平成25年第2回宝達志水町定例会において付託され、継続審査となっております「請願第1号 TPP交渉に参加しないことを求める意見書提出に関する請願」、及び「請願第2号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願」について、去る8月29日に総務産業建設常任委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

請願第1号のTPP交渉については、国が既に動いている状況の話であり、今後、中身的にも様子を見ていく必要があることから、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

また、請願第2号については、中身についての検討が必要との意見もあり、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。

まして、総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で委員長報告は終わりました。

#### ◎委員長報告に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

#### ◎討 論

○議長（守田幸則君） 次に、討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 6月の定例議会で継続となった住民からの議会請願2件についての賛成討論を行います。

まず、「TPP交渉に参加しないことを求める意見書を政府に提出することを求めた請願」についてであります。

8月29日に開催された総務常任委員会では採択できないとなりました。しかし、TPP交渉に参加したら宝達志水町の農業や医療制度もずたずたにされてしまうこと、また、TPPの非関税障壁の撤廃という規定が町の建設業などの存続も難しくしてしまうこと、地産地消という学校給食の理念も葬り去られてしまうことを説明しましたが、先ほど総務常任委員会の委員長の説明のとおり、「国が動いている、交渉の場に参加している時には地方議会はそれを見守る」のが妥当との旨の意見が出され、否決となりました。

もしもこういう論理がまかり通りますと、宝達志水町議会は国の悪政から町民を守るといふ地方自治の意味がなくなってしまうし、地方自治の否定にも繋がりがねないのではないかと思えます。町民の暮らし全てをアメリカと多国籍企業の利益の下に置いてしまうことに地方議会として国に意見を突きつけることを強く求め、「TPP交渉に参加しないことを政府に求める意見書」を提出することに賛成をするものであります。

また、「治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書を提出する請願」についてであります。総務常任委員会ではこれに反対の意見が上がり、否決となったと感じます。

言論の府としての議会ではあり得ないことだと思います。

そして、治安維持法は日本が引き起こした侵略戦争に反対をし、平和を求めた個人や政党を弾圧し根絶することを目的につくられた法律であります。この犠牲者になった方々も県内では弁護士の方々、新聞社の社長など多くおられます。

敗戦に当たり日本は、ポツダム宣言を受諾し治安維持法違反で有罪になった方々は無罪となりました。それは、戦争を進めるために作った法律は法律の名に値しないと国際的に断罪され、それを日本は受け入れたということであります。そうであるなら治安維持法による犠牲者に謝罪と賠償を行うのが筋であります。そして、このことは再び国家が戦争を引き起こさない証ともなるものであります。現在の多くの資本主義国でも、これは当然行われていることでもあります。

議員の皆様のご賛成を求め、賛成討論を終わるものであります。

以上。

○議長（守田幸則君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

### ◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

「請願第1号 TPP交渉に参加しないことを求める意見書提出に関する請願」を採決いたします。

この表決は起立により行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

○議長（守田幸則君） 次に、「請願第2号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出を求める請願」を採決いたします。

この表決は起立により行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

#### ◎決算特別委員会の設置

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。認定第1号 平成24年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件につきましては、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

認定9件は、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、認定第1号から認定第9号までの認定9件は、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

#### ◎決算特別委員会委員の選任について

○議長（守田幸則君） ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、私のほうから指名をいたします。

決算特別委員会の委員に、北 信幸君、北本俊一君、津田 勤君、宮本 満君、柴田 捷君、久保喜六君、寶達典久君を指名いたします。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

その互選のため、暫時休憩をいたします。

午後 1 時45分休憩

午後 1 時50分再開

○議長（守田幸則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

決算特別委員会委員長、津田 勤君、副委員長、柴田 捷君、以上のとおりであります。

#### ◎委員会付託

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。議案第52号から請願第5号までの議案8件、報告2件、請願3件は、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会に付託することといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第52号から請願第5号までの議案8件、報告2件、請願3件は、議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### ◎休会の議決

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。委員会審査のため、明9月10日から9月12日までの3日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月10日から9月12日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

#### ◎散 会

○議長（守田幸則君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は9月13日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦勞さまでございました。

午後 1 時53分散会

平成25年9月13日（金曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	8 番	林 一 郎
2 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
3 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
4 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
5 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
6 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
7 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岡 田 正 人
主 任	燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長	松 原 富美男
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志
環 境 安 全 課 長	越 野 好 則
健 康 福 祉 課 長	松 栄 忍

保健予防課長	中 村 努
産業振興課長	近 岡 和 良
ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	田 村 淳 一
生涯学習課長	村 井 伸 行
会計課長	林 谷 茂 和
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

### ◎議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 委員長報告に対する質疑
- 日程第4 討 論
- 日程第5 採 決
- (追加日程)
- 日程第1 議案第60号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算(第3号)  
(町長提出)
- 日程第2 議案第61号 宝達志水町防災行政デジタル無線整備工事(その1)  
請負契約の締結について(町長提出)
- 日程第3 発議第5号 T P P 交渉に関する意見書について(議員提出)
- 日程第4 発議第6号 道州制導入に断固反対する意見書について(議員提出)
- 日程第5 議案に対する質疑
- 日程第6 討 論
- 日程第7 採 決
- 日程第8 各常任委員会、議会運営委員会及び決算特別委員会の閉会中の継続調査及び継続審査



◎開 議

○議長（守田幸則君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、9月9日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（守田幸則君） 日程第1 諸般の報告を行います。

議会改革特別委員会が平成25年9月9日に開催され、委員長の金田之治君が委員長辞任願を提出し、同委員会において辞任が許可されました。同日、委員長の選任が行われ、副委員長の土上猛君が委員長に、副委員長には林一郎君が選任されましたことを御報告いたします。

◎委員長報告

○議長（守田幸則君） 次に、日程第2 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました案件の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

はじめに、教育厚生常任委員長 柴田 捷君。

〔教育厚生常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月10日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案付託表のとおりであります。

委員会では、「地域づくりリーダー育成プログラム支援事業」、「風しん予防接種助成」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案3件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「地域づくりリーダー育成プログラム支援事業においては、

熱意のあるリーダーの育成に取り組まれたい」との付帯意見が出されました。

また、委員会として統合中学校建設に当たり、工事の品質管理、及び生徒・職員等に事故が発生しないよう十分な安全管理の徹底を図られたいとの意見が出されたことも申し添えいたします。

最後に、当委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

**○議長（守田幸則君）** 次に、総務産業建設常任委員長 津田 勤君。

〔総務産業建設常任委員長 津田 勤君 登壇〕

**○総務産業建設常任委員長（津田 勤君）** 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月11日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、「世界農業遺産活用実行委員会負担金」や「延滞金の割合の見直しに伴う関係条例」などに多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案6件は原案のとおり可決すべきものと決定し、請願3号及び請願4号は不採択とし、請願第5号は採択すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「豪雨災害で被災を受けた箇所で、国などの補助対象とならないものは、県や町において早急に対応されたい」との付帯意見が出されました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告申し上げます。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑がないようなので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（守田幸則君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に提出されました議案8件、請願3件中、総務常任委員会で反対しました議案第55号の町税条例の一部改正議案と議案第57号の固定資産税の特例に関する条例改正案についての2件について反対し、その他6件の議案には賛成するものであります。

以下、討論を行います。

反対する議案は、いずれも国の地方税法改正に伴う条例改正案であります。議案第55号の税条例改正案は、金融所得課税の一体化と称して、結局は高額所得者を利するだけの改正案だと判断します。よって反対します。

次は、請願3件についてであります。

まず、消費税の実施中止を求める意見書提出を求める請願についてです。今の不況は1997年の自民党・橋本内閣が消費税の2%引き上げをはじめとする国民への9兆円の増税を行ったために、国民の消費が冷え込んだ不況の延長線上にあります。いまだ立ち直っていないのが日本経済であります。

今は国民のお金で株高をあおるアベノミクスで、一部の富裕層や輸出大企業だけは確かに上向きの傾向にあります。消費も高額商品が売れている状況はあります。しかし、私たち庶民はどうでしょう。アベノミクスの恩恵なんてどこにあるという声ばかり聞こえます。また、国内の設備投資にもお金が回っていないし、労働者の賃金は下がりっ放しになって

います。

消費税1%の増税で1人約2万5,000円の増税だと言われています。3%上がれば1人7万5,000円の増税です。今、こんなことをしていいのでしょうか。こんなときに消費をますます冷え込ます消費税の増税は許せません。

また、消費税は高齢化社会を支える財源となるのでしょうか。一般質問でも指摘しましたように、自民党安倍内閣は社会保障の大幅な切り捨てを消費税増税と一体になって行おうとしています。増税の大義もない、日本経済を一層冷え込ます消費税の増税実施中止の意見書の提出を求め、賛成討論とします。

次に、この10月からの年金の引き下げの中止を求める請願についてですが、高齢者生活実態を理解していない年金引き下げだと考えます。高齢者の消費と地域経済への悪影響を招く年金の削減はすべきではありません。

次に、TPP交渉に慎重に対応するよう求める意見書提出の請願についてであります。

この9月定例会が始まった9月9日に、私が紹介議員になったTPP交渉から撤退するよう求めるの請願は不採択になりました。今回上程されたものは、TPPに慎重に対応するようとの請願であります。

さて、この請願では政府に交渉の中身の公開を求めています。しかし、政府はこのTPP交渉に入る条件である4年間の秘密保持条項にサインして交渉に参加しています。国民にはもちろん、国会にさえ中身を秘密にする国際条約にサインしているのであります。慎重な対応を求める段階ではありません。今さら公開を求めても難しいのであります。不安なところがあるならば、TPPから撤退が筋です。そもそも食料分野の多国籍大企業、穀物メジャーとアメリカの経済の利益優先の体制がTPPの体制であります。

私は、TPPに慎重に対応せよとの趣旨のこの請願は、出さないよりはましとの立場で賛成するものであります。

以上。

○議長（守田幸則君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

議案第52号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第53号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第54号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）の議案2件を一括して採決をいたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第53号及び議案第54号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第53号及び議案第54号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第55号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第56号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告

のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第57号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第58号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について及び議案第59号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第58号及び議案第59号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第58号及び議案第59号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第11号 専決処分の報告について、専決第8号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告でありますので御賢察の上、御了承願います。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第12号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第3号 「消費税増税の実施中止」の意見書提出を求める請願を採決いたします。この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第3号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。したがって、請願第3号は不採択と決定いたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第4号 年金2.5%削減中止を求める請願を採決いたします。この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第4号は採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立少数です。したがって、請願第4号は不採択と決定いたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、請願第5号 請願書T P P交渉に関する意見書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。請願第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択と決定いたしました。

#### ◎日程の追加

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。ただいま議案2件、発議2件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

[追加日程配付]

◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） それでは、追加日程第1 議案第60号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）から追加日程第4 発議第6号 道州制導入に断固反対する意見書までの議案4件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

[町長 津田 達君 登壇]

○町長（津田 達君） 今定例会に追加にて提案いたします案件について御説明を申し上げます。

まず、議案第60号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ445万円を追加し、84億7,891万3,000円とするものであります。内容につきましては、総務費において確定申告に伴う法人町民税の予定納税の還付及び還付加算金を追加するものであります。財源となります歳入予算については地方交付税を充てるものであります。

次に、議案第61号 宝達志水町防災行政デジタル無線整備工事（その1）請負契約の締結についてであります。本案は予定価格が5,000万円以上であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を賜りたいとするものであります。

工事の概要につきましては、同報系親局設備、同報系補助局設備、屋外拡声子局設備、移動系指令局設備、電話接続設備、車載型無線機を整備するものであり、金沢市の北陸通信工業株式会社と2億4,675万円で契約を締結しようとするものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（守田幸則君） 次に、3番 久保喜六君。

[3番 久保喜六君 登壇]

○3番（久保喜六君） 発議第5号 TPP交渉に関する意見書について提案理由の説明をさせていただきます。



我が国は7月23日に環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPP交渉へ参加したが、TPPは例外なき関税撤廃を前提とし、我が国の農林水産業や経済に重大な影響を与えるだけでなく、医療制度の崩壊や食の安全・安心の基準の緩和など、国民の命と暮らしに直結する重大な問題を含んでいます。

さらに外国企業が国を訴えるISD（投資家対国家間の紛争解決）条項が導入される危険性もあり、TPP交渉に際しては慎重に対応すべきであります。

TPP交渉が年内合意に向けて加速し、並行して日米二国間協議が始まる中、国民への十分な情報開示や広範な国民的議論は実施されていないほか、国民生活に重大な影響を及ぼす交渉内容であるにもかかわらず、未だに我が国としての交渉方針が確立されていません。

よって、今後TPP交渉の加速化が見込まれる中、政府は保秘契約を盾に交渉を秘密裏に進めることなく、早急に我が国としての情報開示手法を構築し、徹底した情報開示を行うとともに、広範な国民的議論を行うこと。

我が国の貿易政策の基本として、多様な農業の共存、林業・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置付けるとともに、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの重要品目を聖域とする揺るぎない交渉方針を確立すること。

我が国の食と農、安全・安心、国土・文化を守るため、政府与党は政権公約6項目を遵守し、その上で国益が守れないと判断した場合は、断固としてTPP交渉から離脱することを強く要望するものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、7番 津田 勤君。

〔7番 津田 勤君 登壇〕

○7番（津田 勤君） 発議第6号 道州制導入に断固反対する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である」とする緊

急声明を行いました。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところであります。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せています。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容になっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性ある町づくりを進めてきました。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視して作り上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではありません。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強に繋がるものであると確信しています。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で、提出者の提案理由の説明は終わりました。

#### ◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

#### ◎討 論

○議長（守田幸則君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

### ◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

議案第60号 平成25年度 宝達志水町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第61号 宝達志水町防災行政デジタル無線整備工事（その1）請負契約の締結については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、発議第5号 TPP交渉に関する意見書については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、発議第6号 道州制導入に断固反対する意見書については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

### ◎各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

○議長（守田幸則君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査並びに付託審査のため、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定をいたしました。

#### ◎閉議・閉会

○議長（守田幸則君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第3回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 守 田 幸 則

署名議員 北 本 俊 一

署名議員 林 一 郎